

令和7年度 第10回

御殿場市農業委員会総会定例会

議 事 録

御殿場市農業委員会

開催日時 令和8年1月13日(火)午後2時00分から3時00分

開催場所 御殿場市民会館 3階 第7会議室

出席委員 (29人)

1番 鈴木 誠之君	2番 土屋 昌彦君
3番 勝間田 安彦君	4番 長田 薫君
5番 勝間田 公博君	6番 瀬戸 孝雄君
7番 福島 初代君	8番 小宮山 勉君
9番 勝間田 美保子君	10番 勝間田 太住君
11番 長田 守正君	12番 勝又 治彦君
13番 林 忍君	14番 鈴木 洋一郎君
15番 長田 正之君	16番 横山 廣君
17番 勝又 博之君	18番 内田 奨君
19番 小澤 勤君	
21番 宇田川 秀一君	22番 渡邊 一雄君
23番 瀬戸 朝光君	
25番 根上 誠一君	26番 岩田 勉君
27番 芹澤 泉君	28番 中村 善彦君
29番 高田 哲夫君	30番 芹澤 裕治君
31番 齋藤 浩也君	

欠席委員 (2人)

20番 土屋 壯一君  
24番 長田 光正君

議事日程

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 議事録署名人の指名について
- 4 会議書記の指名について
- 5 農地法に関する報告  
報 第16号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- 6 農地法に関する議案  
議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請書の決定について  
議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定について
- 7 農地中間管理事業の推進に関する法律に関する議案  
議案第37号 農用地利用集積等促進計画(案)について
- 8 その他
- 9 閉 会

農業委員会事務局職員

遠藤 英樹 浅水 隆司 山本 育実 石田 真由美 遠藤 慎也 田代 欣三 杉山 有里

## 会議の概要

- 事務局長      ただ今から令和7年度第10回御殿場市農業委員総会定例会を開会いたします。議案書をおめくりいただきまして、こちらの日程どおりに進行をさせていただきます。
- 会長              --会長挨拶--
- 事務局長      ありがとうございました。  
はじめに諸般の報告をさせていただきます。20番土屋壯一委員、24番長田光正委員が欠席となります。出席委員が過半数を超えており、本会議が成立することを報告します。農業委員会総会会議規則 第4条の規定により、長田会長を議長として進めていただきます。  
会長よろしくお願いたします。
- 会長              これからの進行について、私が議長職を務めさせていただきます。円滑に進めるため委員の皆様にご協力をよろしくお願いたします。着座にて失礼いたします。
- 会長              日程3 議事録署名人の指名ですが、1番鈴木誠之委員、2番土屋昌彦委員よろしくお願いたします。
- 会長              日程4 会議書記の指名ですが、遠藤書記を指名いたします。
- 会長              日程5 農地法に関する報告に入ります。  
報第16号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について事務局より報告を求めます。
- 事務局          議案書の1ページをお願いします。  
はじめに議案書の訂正をさせていただきます。報第16号の件目名の表記が、農地法第5条第1項第7号とありますが、正しくは農地法第5条第1項第6号となります。それでは説明に移ります。  
報第16号 御殿場市農業委員会規程第11条第1項第1号の規定により、事務局長が専決したので同条第2項の規定により次のとおり報告する。令和8年1月13日報告。今月の5条の届出は3件です。  
  
(番号1～3について内容の読み上げ)  
  
以上で事務局からの報告を終わります。
- 会長              ただ今、事務局からの報告がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。
- 会長              整理番号1は、農家分家ですか。農家分家は関係ないですか。
- 事務局          市街化区域なので、関係はありません。

会長

わかりました。ありがとうございます。  
ほかにご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

報告事項でございますので、ご了承をお願いします。

会長

日程 6 農地法に関する議案に入ります。

なお、本日程につきましては、11月の総会定例会にて、不許可相当と議決をいたしました営農型太陽光発電事業に係る申請案件が再度上程されております。これに伴い、議事の円滑な審議のため、先に農地法第5条許可申請について審議いたします。

つきましては、農業委員会会議規則第20条の規定により、議事日程の順序を変更し、議案第36号を先に審議し、その後に議案第35号を審議いたします。

それでは、議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定について を議題とします。

なお、本議案につきましては、整理番号2番に議事参与の制限に該当する委員がおられますので、まず整理番号1番について審議いたします。それでは、整理番号1番について事務局から説明を求めます。

事務局

議案書の3ページをお願いします。

議案第36号 次のとおり農地法第5条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。令和8年1月13日提出。今月の5条許可申請は2件です。

まず、整理番号1の説明に移る前に、譲受人の営農型太陽光発電事業について、経過を説明いたします。資料をご用意ください。

(資料説明)

次に今回の営農型太陽光発電に係る農地転用の許可の要件について、説明いたします。

(資料説明)

それでは議案の説明に移ります。

議案書の3ページをお願いします。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 畑 4.437 m<sup>2</sup>

転用内容は、賃貸借による営農型太陽光発電施設の設置です。太陽光パネル用の杭及びキュービクルが設置される部分について10年間の一時転用を行うものです。下部農地にはすだちを作付けする計画となっております。なお、本件の転用内容につきましては、令和7年11月の総会定例会に上程された時の内容から変更はありません。

農地の区分は、農用地区域農地に区分されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

会長 続きまして、整理番号1について担当委員より調査結果の報告を求めます。

担当委員 調査日は令和8年1月7日です。調査場所は電話にて確認いたしました。  
申請行為については、本人が申請したものであり、内容に間違いありません。  
転用理由、営農型太陽光発電を行うための転用です。  
資金については、銀行融資により対応するとのこと。  
他の権利を有する者は、いないと思われます。  
転用時期、転用時期については、許可後すぐに着工したいとのこと。  
他法令、他法令による許可は必要なものではないと思われます。  
転用面積は4.437㎡で適正と思われます。  
周辺への影響は少ないと思われますが、万一影響があれば自己責任で解決します。

会長 事務局及び調査員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

委員 昨年の11月にあげられた内容から、作付けする物も変わっていないですし、何も変わっていない。11月に不許可となっており、事務局が説明してくれましたが、一つの業者が営農をしていないのに、別の場所で申請をしてきた場合は、許可できないということです。一生懸命作業しましたということで、現地を確認してちゃんと営農されていれば、考えます。今回何もやっていないのであれば、許可はできないと思います。

会長 ありがとうございます。  
ほかに何かございませんか。

委員 同意見で、営農ができない理由が書かれた文書等が出てきているようですが、営農型太陽光発電の下部の農地において、農作業また農地としての保全がなされていない限りは、また、結果的に是正をしていないということであれば、許可することはできないと考えますので、今回の案件につきましては、同意はできないと思います。以上であります。

会長 ありがとうございます。  
ほかにご意見、ご質問等ございませんか。  
  
(質問、意見等 なし)

会長 1月7日に譲受人から話を聞いたということですが、相手は社長ですか。

担当委員 専務です。

会長 ほかにありますでしょうか。

会長 無いようなので、採決に入りたいと思います。  
本案について賛成の方は挙手願います。

(全員不挙手)

会長 賛成の方はいないようです。ただ今の意見を踏まえますと、他の場所の営農型太陽光発電施設において、適切な営農が行われておらず、本計画地についても、速やかに申請に係る用途に供する見込みがないことから、整理番号1については不許可とすることに決定いたします。

会長 次に整理番号2番について審議いたします。  
なお本議案につきましては、10番委員が申請代理人となっているため、議事参与の制限に該当する案件となります。農業委員会等に関する法律第31条により、議事に参与できませんので、10番委員はご退席をお願いします。

(10番委員退席)

会長 それでは、整理番号2番について事務局から説明を求めます。

事務局 番号2(議案書の内容読み上げ) 田 193㎡  
転用内容は、使用貸借による専用住宅1棟の建設です。  
農地の区分は、用途地域から500m以内にあり、かつ農地の集団性が10ha未満のため、第2種農地に区分されます。  
以上で事務局からの説明を終わります。

会長 整理番号2について担当委員より調査結果の報告を求めます。

担当委員 調査報告をさせていただきます。  
調査日は令和7年12月27日です。申請人双方と現地において調査いたしました。  
申請行為については、譲受人と譲渡人は実の親子であり、申請行為については本人が申請したもので内容に間違いはありません。  
転用理由は、譲受人は家族3人で借家に住んでいて、自分の家を建築したいと父親に相談したところ、実家の前の申請地を提供してくれることになりました。  
資金については、土地整地費、家屋建設費の合計2,700万円で、金融機関からの借入れで対応するとのことでした。  
他の権利者の同意、他の権利設定はありません。  
転用時期については、4月着工、8月完成の予定です。  
他法令については、都市計画法の事前協議は済んでいます。  
転用面積、既存宅地を含めて228㎡で事業目的から考えて必要最小限と認められます。  
周辺への影響については、北側農地は父親所有で現在作付けはしておらず、日照については問題ありません。排水については、合併処理浄化槽のため影響はないと思われま  
す。  
調査報告は以上です。何卒ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長 事務局及び調査員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

会長 譲受人は娘さんですか。長男ではありませんか。

担当委員 長男はすでに別のところに住んでいます。

会長 よろしいでしょうか。  
本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長 10番委員は戻ってご着席ください。

(10番委員着席)

会長 ただ今審議した結果、本案については原案どおり決定されたので、ご報告いたします。

会長 議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請書の決定について を議題とします。  
事務局から説明を求めます。

事務局 議案書の2ページをお願いします。  
議案第35号 次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。令和8年1月13日提出。今月の3条許可申請件数は2件です。こちらの2件は11月の農業委員会で不許可になりました案件です。

番号1（議案書の内容読み上げ）畑 2,385.563 m<sup>2</sup>  
譲受人は農地の上空において太陽光パネルが設置されることについて同意のうえ、経営規模拡大のため譲渡人から使用貸借により借り受けるものです。  
整理番号1について、農地法第3条第2項第1号に該当するため、許可要件を満たさないと考えます。

番号2（議案書の内容読み上げ）畑 2,390 m<sup>2</sup>  
譲受人は営農型太陽光発電のための太陽光パネルを設置し、賃貸借により譲渡人の農地に区分地上権を設定するものです。  
整理番号2について、先ほどの議案第36号整理番号1で不許可となった事業と一体であり、本案件に係る権利の設定は行えないと考えます。  
以上で事務局からの説明を終わります。

会長 続きまして、整理番号1及び2について担当委員より調査結果の報告を求めます。

担当委員

調査報告を行います。

調査日は令和8年1月7日です。調査場所は電話にて確認しました。

申請行為について、本人が申請したもので間違いありません。

権利の設定、移転等の内容については、営農型太陽光発電を行うため、使用貸借により借り受けるものであります。

効率的な利用は、取得する農地の周辺もソーラーシェアリングが行われており、効率的に管理できると思われま。

取得後の農地をどのように耕作する予定か、取得する農地にはすだちを作付けする予定です。

転貸しはありません。

地域との調和、地域農業集落の取決めに従い、支障のないように耕作を行う予定とのこと。

以上です。

会長

事務局及び調査員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

委員

先ほどの5条で不許可となった案件と同じなので、承認できないと思います。案内図2ページで説明されましたが、申請地の北側にも数町歩に渡って太陽光発電があるようです。南東側にはブルーベリーを作付けするということですが、現在ブルーベリーは全くないということです。ブルーベリーやお茶等を全部作付けしていただいて、その上でまた申請していただきたいと思います。

以上です。

会長

ありがとうございます。

ほかにごございますか。

会長

それでは、本案については、先ほど不許可相当と判断した議案第36号整理番号1と同一事業の申請であるため、申請案件ごとに個別で採決をとる形でよろしいでしょうか。

(異議なし)

会長

それでは、採決に入ります。

まず、整理番号1について賛成の方は挙手願います。

(全員不挙手)

会長

賛成の方はいないようです。ただ今出た意見を踏まえ、これらの者が、その取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用して、耕作又は養畜の事業を認められないことから、農地法第3条第2項第1号に該当していると判断されます。よって整理番号1につきましては、不許可とすることに決定いたします。

会長

整理番号2について、賛成の方は挙手願います。

(全員不挙手)

会長

賛成の方はいないようです。本案件は先ほどの議案第36号整理番号1で不許可となった事業と一体であり、本案件にかかる権利の設定は行えないものと判断します。よって整理番号2につきましても、不許可とすることに決定いたします。

会長

次に日程7 農地中間管理事業の推進に関する法律に関する議案に入ります。  
議案第37号 農用地利用集積等促進計画(案)について 事務局から説明を求めます。

事務局

議案書の4ページをお願いします。

議案第37号 農用地利用集積等促進計画(案)について 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3号の規定による農用地利用集積等促進計画の案を別紙のとおり作成したので、委員会の決定に附す。令和8年1月13日提出。

議案書5ページの議案第37号別紙資料 農用地利用集積等促進計画(案)一覧表をご覧ください。

はじめに議案書の修正をお願いいたします。農地の面積の修正になります。整理番号2の975㎡が正しくは947㎡で、小計面積の1,927㎡が正しくは1,899㎡となります。これに伴い、最下部の合計面積の13,047㎡が13,019㎡になります。

また、整理番号5の所在地の小字に誤りがありましたので、修正をお願いします。

本議案における計画は農地中間管理事業による利用集積等促進計画が5件で、合計面積は13,019㎡、農地を転貸する者は静岡県農業振興公社です。

番号1～2 (議案書の内容読み上げ)	4筆	3,654㎡
番号3 (議案書の内容読み上げ)	2筆	1,973㎡
番号4 (議案書の内容読み上げ)	1筆	3,403㎡
番号5 (議案書の内容読み上げ)	1筆	3,989㎡

以上で事務局からの説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

会長

ただ今説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようなので、採決に入りたいと思います。  
本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。  
これもちまして、全ての審議が終わりましたので、事務局にお返しします。

事務局

(連絡事項)

1. 営農型太陽光発電事業に係る是正指導について
2. 地域計画「農業未来会議（富士岡地区）について」（11月29日）
3. 担い手による協議の場について（2月4日）
4. 全国農業新聞記事（和歌山県 日高町）先進地活動事例の紹介・協議について
5. 農業会議情報のご案内
6. 次回総会 2月12（木）午後2時00分  
御殿場市林業会館 1階 第1研修室

事務局長

以上もちまして、令和7年度第10回御殿場市農業委員会定総会定例会を閉会いたします。長時間にわたりお疲れ様でした。ありがとうございました。

議 長

\_\_\_\_\_

議事録署名人

1 番

\_\_\_\_\_

議事録署名人

2 番

\_\_\_\_\_